

平成25年1月15日

株式会社 但馬銀行

### 個人年金保険「新黄金世代-3」の取扱開始について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、より多くのお客さまのニーズにお応えするため、平成25年1月15日（火）から、新たな個人年金保険商品の取扱いを下記のとおり開始しますのでお知らせいたします。

記

#### 一、商品内容

商 品 名	新黄金世代-3
引 受 保 険 会 社	アクサ生命保険株式会社
年 金 種 類	変額個人年金保険（13）終身型
特 徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・この保険は、特別勘定資産の運用実績に基づき、年金額及び給付金額等を決定するしくみの変額個人年金保険です。</li><li>・積立期間を最短1年から最長40年まで自由に設定できます（被保険者の年齢により制限があります）。</li><li>・「受取総額保証金額」として、年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の合計金額は最低保証されています。</li><li>・「ロールアップ保証機能」により、「受取総額保証金額」は、運用実績にかかわらず、積立期間中は最長10年まで毎年の契約応当日に基本保険金額（一時払保険料）に対して年1.5%（単利）増加します。</li><li>・「ラチェット保証機能」により、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額とそれまでに確定している金額を比較し、いずれか大きい金額を「受取総額保証金額」として適用します。</li><li>・「特別勘定終身年金」として、年金受取開始後も、積立金額を特別勘定で運用しながら一生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。</li><li>・「受取総額保証金額」は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定終身年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合もしくは年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合等には最低保証されておりません。</li></ul>

	<p>また、受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があり、<b>ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。</b></li> </ul> <p><b>特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。</b></p> <p>特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命、募集代理店および第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。</p>
--	---

## 二、手数料等

手数料等は、以下「**契約初期費**」「**保険関係費**」、「**運用関係費**」の合計となります。

また、特定のお客さまには「**年金管理費**」がかかります。

ご 契 約 時	契 約 初 期 費	一時払保険料に対し5.0%を、特別勘定に繰り入れる際に一時払保険料から控除します。
積立期間中 および 年金支払期間中	保 険 関 係 費	特別勘定の積立金額に対し年率2.95%を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
	運 用 関 係 費 ※	(投資信託の信託報酬) 投資信託の純資産総額に対して年率0.168%程度(税込)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。
一 般 勘 定 で 運 用 す る 年 金 支 払 期 間 中	年 金 管 理 費	年金額に対して1.0%を、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 運用関係費には、信託報酬のほか、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

## 三、留意事項

- この保険では、年金の受取総額に最低保証がありますが、受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
- ご契約の解約、一部解約を行った場合、解約払戻金には最低保証はありません。
- 変額個人年金保険は投資信託等で運用されるため、投資対象となる株式や債券の価格、

為替の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、解約される場合の払戻金には最低保証はなく、所定の解約手数料や市場金利の変動による増減等がある場合があります。

- 個人年金保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、保険契約の主体は引受保険会社と契約者本人（お客さま）となります。
- 個人年金保険商品は預金と異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品はクーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。
- ご契約前には「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえご契約いただきますようお願いいたします。ご契約時には「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

以 上

<お問い合わせは> 0120-164-230（フリーダイヤル）

受付時間／9：00～19：00

（土・日・祝日のほか、1月1日～3日、12月31日は除く）